

# 平成20年第3回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成20年9月 2日(火曜日)

## 出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

### 教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

### 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について<P3>  
日程第2 会期の決定について<P3~P4>

- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜ P 4 ＞
- 日程第 4 報告第 8 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について＜ P 4 ＞
- 日程第 5 報告第 9 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について＜ P 4 ＞
- 日程第 6 行政報告（町長・教育委員長）＜ P 4 ～ P 7 ＞
- 日程第 7 議案第 6 2 号 教育委員会委員の任命について＜ P 8 ＞
- 日程第 8 議案第 6 3 号 教育委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 9 ＞
- 日程第 9 議案第 6 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について＜ P 9 ＞
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について＜ P 9 ～ P 1 5 ＞
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号 ふるさと足寄応援寄附条例の制定について＜ P 1 5 ～ P 1 7 ＞
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号 スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例＜ P 1 7 ＞
- 日程第 1 3 意見書案第 5 号 「特例一時金」を 5 0 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書＜ P 1 7 ～ P 1 8 ＞
- 日程第 1 4 意見書案第 6 号 物価高騰に対する緊急対策を求める意見書＜ P 1 8 ～ P 1 9 ＞
- 日程第 1 5 意見書案第 7 号 社会保障関係費の 2 千 2 0 0 億円削減見直しを求める意見書＜ P 1 9 ～ P 2 0 ＞

午前10時00分 開会

#### 開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成20年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番木村明雄君、6番川上初太郎君を指名をいたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 9月1日に開催されました第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月2日から9月12日までの11日間とし、そのうち、3日から8日までの6日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月2日は、最初に、議長の諸般の報告を行います。

続いて、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管の事務調査報告を受けます。

次に、町長及び教育委員長から行政報告を受けます。

次に、議案第62号から議案第65号を即決で審議いたします。

議案第66号と意見書案第5号、意見書案

第6号は、総務産業常任委員会に、議案第67号と意見書案第7号は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査といたします。

9日は、一般質問などを行います。

10日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第68号から議案第73号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し会期中の審査とした後、本会議休憩中に予算審議を行います。

議案第74号、議案第75号は、平成19年度決算審査特別委員会を設置し閉会中の審査といたします。

なお、今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度、議会運営委員会で協議し皆様に御報告をいたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、3日から8日までの6日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

よって、6日間は休会に決定をいたしました。

#### 諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。これで、諸般の報告を終わります。

#### 報告第8号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第8号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたしたいと思います。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

#### 報告第9号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第9号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたしたいと思います。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

#### 行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第6 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、3件について行政報告を申し上げます。

まず、農作物の生育状況について御報告申し上げます。

本年は、5月と6月下旬に一時低温の時期もありましたが、平年並みか高めで推移し、また、7月中旬に日照時間が平年の半分という時期がありましたが、全般的に日照時間は平年並みとなっています。

4月から7月上旬までは、雨が少なく乾燥ぎみで推移し、集中的な降雨が多く見られました。さらに、7月中旬から下旬にかけては、集中的な降雨などで降水量が平年の2倍を超え、農作物への被害が危惧されましたが、被害はほとんどなく、全般的に順調な生育となっています。

十勝支庁が8月15日現在で発表しました作況は、別紙の農作物生育状況定期調査報告書のとおりですので、御参照願います。

作物別の生育状況ですが、秋まき小麦は、既に全量収穫が終わり、足寄農協の集計では、素現で10アール当たり8.3俵と、6月中旬から7月上旬の出穂・開花期及び果実期の雨不足と7月中・下旬の降雨による加湿による根折れが見られ、収量は前年度並みではありますが、細麦などの品質低下による製品歩どまりが、平年よりやや低くなることが予想されます。

小豆は、草丈・着莢数が平年より少なく、一部に湿害による生育のおくれが見られ、全体で2日程度の生育のおくれとなっており、収量的には平年を下回ることが予想されます。

菜豆は、草丈・着莢数が平年を上回っていますが、一部に湿害による生育のおくれが見られ、全般的に平年並みの生育状況となっています。

てん菜は、根周が平年を上回っており、順調な生育で平年以上となることが予想されます。

牧草1番草では、一部地域では干ばつ状態にあり、収穫時の天候不順による作業おくれもありましたが、平年並みの収量となり、2番草も順調に推移しております。

サイレージ用トウモロコシは、桿長は平年を上回る順調な生育となっており、豊穡の秋を迎えられるよう期待をし、農作物の生育状況の報告とさせていただきます。

次に、鳥獣害防止総合対策事業について報告をいたします。

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしております。

しかしながら、近年、エゾシカ等の生息分布の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業にかかわる被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況であります。

このことから、国では、鳥獣による被害防止のための施策を総合的かつ効率的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による被害防止のための特別措置に関する法律「鳥獣被害防止特別措置法」が制定されたところであります。

本町でのエゾシカによる農作物被害につきましては、平成8年度には被害面積444ヘクタール、2億2,000万円の被害額となったことから、被害防止対策として、平成8年度から平成16年度にかけて総延長で約558キロメートルのエゾシカ侵入防止柵を設置してまいりましたが、昨年度の被害状況は、被害面積461ヘクタール、被害額1億6,100万円と、シカ柵設置当初に比較して被害額は減少しておりますが、いまだ農作物被害は恒常的に発生しております。

このような状況の中、5月7日に開催された足寄町農林業振興協議会総会において、「鳥獣害防止総合支援事業」の補助制度を活用し、平成8年度、9年度に上足寄地区で設置した樹脂ネットの老朽化に伴う施設補修と広域設置による補完柵の設置が提案され、6月23日開催の農業政策懇話会で、既存の足

寄町有害鳥獣被害対策協議会が窓口となり被害防止計画を作成し、平成20年度から平成22年度の3年間で実施することとなりました。

全体計画の整備事業（ハード事業）としては、上足寄地区施設補修68.4キロメートル、新設として、北斗地区3キロメートル、東芽登花輪地区16キロメートル、旭ヶ丘地区7キロメートル、総計94.4キロメートルのエゾシカ侵入防止柵整備を計画しております。

また、推進事業（ソフト事業）では、移動式囲いわなによる捕獲実証試験及び各種捕獲わなの導入並びに狩猟講習会等の開催による人材育成を計画しております。

総事業費としては、整備事業で約3億1,100万円となり、財源につきましては、国庫補助55%、補助残分の45%を町が負担いたします。なお、町が負担した額の80%が国からの特別交付税で措置されることとなっております。

また、推進事業につきましては、単年度200万円を上限に交付されます。

以上のことから、実施主体の足寄町有害鳥獣被害対策協議会負担金として4,819万5,000円を本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上、鳥獣害防止総合対策事業についての報告とさせていただきます。

次に、土地区画整理事業に係る現状について御報告申し上げます。

土地区画整理事業の円滑な推進を目的に、平成19年2月15日付で足寄町南1条1丁目1番、6番、南2条1丁目3番16に所在する土地に対し仮換地指定を行い、同番地に存在する建築物等の所有者に対し、同年3月12日付で土地区画整理法第77条第2項の規定に基づく「建築物等移転通知及び照会」を行いました。所有者からは、同年6月30日の回答期限までに、みずから移転を行う意思の有無について回答がなく、本年度に

至っております。

こうしたことから、平成20年7月6日付で所有者の意向を確認するため「建築物等移転通知及び照会に関する確認書」を送付しましたが、受領を拒否されましたので、再度、8月4日付で文書を送付した結果、8月13日付で所有者の代理人である弁護士から「移転等は拒否いたします。」との「申入書」の送付があり、所有者からは「回答は拒否する。」との8月15日付内容証明郵便が到着いたしました。

この間、関係機関においても、所有者に対し施行者である足寄町との任意協議の場の設定について御尽力をいたしておりますが、本日現在、実現していない状況にあり、今後、何らかの解決策が見出せない場合には、今年度施工を予定している工事に支障が生じ、その結果、既に事業に御理解と御協力をいただいている多くの関係者の生活設計へ与える影響が大きく、施行者に課せられた法的責務を考えたとき、大変不本意であります。土地地区画整理法第77条第7項の規定に基づく直接施行をせざるを得ないと考えておりますので、近日中にその判断をし、所定の手続をとる予定であります。

なお、直接施行回避に向けては、引き続き交渉窓口の開放はもとより、あらゆるチャンネルを通じて、話し合いによる解決の実現に努力してまいります。

次に、平成19年8月14日付「仮換地指定処分取消等請求事件」については、本日9月2日11時30分から、釧路地方裁判所にて第8回口頭弁論が開廷されますが、開廷結果につきましては、改めて御報告をさせていただきます。

なお、この間、主たる争点が不透明でありましたが、昨今提出されている原告の準備書面から、「照応の原則」を根拠として、その規定に抵触しているから違法であると主張しているものと思われますので、施行者といたしましては、引き続き処分の正当性を主張してまいります。

次に、昨年度実施しました第1群及び第2群にかかわる直接施行の結果、関係人に与えた損失補償案件である「足寄都市計画事業足寄市街地区土地地区画整理事業損失補償事件」について御報告を申し上げます。

直接施行における損失補償額について、関係人との協議が不成立なため、北海道収用委員会に裁決申請をいたしました。

第1回目の審理が去る8月22日、北海道庁別館にて開催されましたが、委員長から関係人に対し、損失補償額に対し主張するか否かについての審問があり、次回の審理は、本年10月17日午後から開催することを決定し、閉会となりました。

施行者といたしましては、提出した申請書により保障額の妥当性を十分主張しておりますが、今後、関係人から新たな意見が出された場合にも、適切に対応しその妥当性を主張してまいります。

今後とも円滑な事業執行を実施してまいりたいと考えておりますので、引き続いての御理解と御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長星崎隆雄君。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告1点を行います。

足寄高等学校の存続に向けた足寄町の支援策について御報告を申し上げます。

平成18年8月に北海道教育委員会が策定した「新たな高校教育に関する指針」では、1学級の定員を40人とし、1学年は4学級から8学級が望ましい学校規模であり、1学級から3学級は小規模校として再編整備の対象としております。

また、2学級以下の高校は、「中学校の卒業生数、学校規模、募集に対する欠員状況、地元からの進学率」などを勘案して、順次再編整備をするとしております。

本町においても、足寄高等学校振興会が中心となって存続への方策を議論してきましたが、足寄高校における厳しい状況は変わらないことから、地域ぐるみで取り組む姿勢が必要との観点に立ち、平成19年2月に「足寄高校を存続させる会」を設立したところであります。

これまで十勝管内では、平成20年度に浦幌高校の募集停止が実施され、平成21年度には帯広柏葉・帯広三条高校の入学者分から1学級減として公表されたところであります。

今年度、これ以外に削減等の対象校はありませんでしたが、本町も中学卒業生数等の推移を見たとき、決して安閑とはできない状況であります。

将来に限りなく夢と希望を持った子供たちに、高校教育を受ける場をなくしてはならないと考えており、何としてでも現在の2間口確保に全力を注がなくてはなりません。

現在の北海道ちほく高原鉄道経営安定等基金条例施行規則に基づく「ふるさと銀河線代替バス定期運賃差額補助」につきましても、平成21年4月30日をもって終了することから、これらの公共交通機関を利用する生徒にとっては、定期代等の負担が増大することが懸念されます。

このため、平成21年度から、通学費の負担軽減や魅力ある学校づくりのために、既存の「足寄高等学校生徒遠距離通学費補助」や「足寄高等学校振興会」に対し、従来より上積みした補助や新たな補助を検討しているところであります。

その内容といたしましては、現在「足寄高等学校生徒遠距離通学費補助要綱」に基づき、公共の交通機関を利用し通学する生徒に対しては、月額通学定期代の3分の2、1万円を限度に補助しておりますが、ほかの補助制度による補助を除き、全額補助したいと考えております。

これにより、現在、陸別町からの通学生では、月額2万7,670円の定期代が、銀河

線の基金により1万3,480円で購入しており、この購入費に8,986円を補助しております。保護者の負担は4,494円となっておりますが、次年度では、この部分も補助していきたいと考えております。

また、市街地に下宿する生徒への補助金は、月額3分の1まで1万円を限度としておりましたが、これを3分の2にし3万円を限度とすることで、現行の年10万円から30万円へ補助を上積みしたいと考えております。

さらに、入学時における費用として制服や宿泊研修費、全校応援バス代などの諸納金が16万から17万円程度必要となることから、これらについても1人当たり3万円程度の補助を、また修学旅行の費用も、現在11万円程度かかることから、3万円程度補助ができるよう検討させていただきます。

「足寄高等学校振興会」に対しても、生徒や保護者が足寄高校に対しさらに魅力を感じることができるよう、学力向上に向けた進学合宿や習熟度別授業、各種検定試験の資格取得、就職対応講習及び部活動への補助、加えて、地域協定を締結した九州大学の学生による進学ガイダンス等の開催への経費の支援を含めて十分検討させていただきます。

参考までに、これらの所要額について申し上げますと、遠距離通学費補助で650万円程度、下宿代補助で90万円程度、自家用車利用に対する補助で66万円程度、入学時及び修学旅行に対する補助で360万円程度、進学合宿や部活動への補助などで130万円程度の補助を検討しており、全体では1,300万円程度の予算規模となりますが、足寄高等学校の存続に向け、保護者の負担軽減や魅力ある学校づくりのために、考えられるあらゆる取り組みを続けてまいりますので、町議会の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

## 諸報告

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長から提出の議案中、一部に誤りがあり差しかえたいとの旨、文書をもって議長あてに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう差しかえることに御了承を願いたいと思います。

### 議案第62号

議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第62号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 提案理由の説明を申し上げる前に、ただいま議長からも報告がございましたとおり、議案の中に一部遺漏した部分がありまして、差しかえをお願いしたところでございます。大変申しわけございません。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議案第62号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町西町6丁目1番地の43 鷲岡康熙氏、昭和29年12月6日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成20年9月30日をもって任期満了によるものでございます。

鷲岡氏の略歴等につきましては、記載のとおりでございますので、同意をいただきますよう御審議をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はござい

ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第62号教育委員会委員の任命についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

### 議案第63号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第63号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第63号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町西町2丁目4番地の3 加藤和弘氏、昭和20年8月14日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成20年9月30日任期満了によるものでございます。

加藤氏の略歴等につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

同意いただきますようよろしく御審議をお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。



これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第63号教育委員会委員の任命についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第63号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

#### 議案第64号

議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第64号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第64号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町中矢186番地 大内佳代子氏、昭和21年6月17日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成20年12月31日任期満了によるものでございます。

大内氏の略歴等につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案

理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第64号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。原案による者を適任と認めることにしたいと思います。これに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第64号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

#### 議案第65号

議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第65号北海道市町村備荒資金組規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第65号北海道市町村備荒資金組規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本組合は、災害による減収や災害応急復旧事業費に充てるため、道内市町村が積み立てをし、一部事務の共同処理を行っているものでございます。

近年、市町村財政が急激に悪化する中、財政健全化法が公布され、四つの健全化判断比率に基づき、20年度決算以降、財政悪化度合いに応じて財政の早期健全化や財政の再生を求められるなど、財政の健全化が急務となっております。

このような中で、赤平市が積み立ててきた納付金の支消について要請があり、財政基盤が脆弱で厳しい財政運営を余儀なくされている道内における市町村も多く出てきておりますことから、緊急避難的な措置として、納付

金の返還の特例制度を創設するというところで、規約の一部変更の協議がありました。このため、構成市町村としまして議決が必要になりますことから、お願いをするものでございます。

改正規約条文の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合格約を次のとおり変更するものでございます。

北海道市町村備荒資金組合格約の一部を改正する規約

北海道市町村備荒資金組合格約の一部を次のように改正する。

第16条に、見出しとして「(返還等)」を付する。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 当該年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条第1項の再生判断比率(次項において「再生判断比率」という。)のいずれかが同法第2条第6号の財政再生基準(次項において「財政再生基準」という。)以上となるおそれがある組合市町村は、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部または一部の返還を求めることができる。

第2項 組合は、組合市町村から前項の規定による返還の求めがあった場合は、条例で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすと組合長が認めるときに限り、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部または一部を返還するものとする。

1号としまして、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること。

2号 当該組合市町村が、自主的に財政の健全化を図るための取り組みを行っていること。

3号 当該返還に応じることにより、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回ることとなる見

込みであること。

第3項、前項の規定により納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の返還を受けた組合市町村で第15条第2項の規定により納付を停止しているものは、条例で定めるところにより、当該返還を受けた日の属する年度の翌年度から、同条第1項の規定による納付を行うものとする。

附則 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、新旧対照表を5ページに添付してございますので、御参照のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) ただいまの議案となっております議案第65号について、何点か町長並びに副町長にお尋ねをさせていただきます。

まず第1点目は、今回の規約改正の提案なんですけど、この背景は、先ほど総務課長が提案理由の説明で申し上げているようなことが第1要因だろうと、このように考えてございます。

私はね、この規約、昭和31年以来ずっと歴史のある備荒組合なんですね。備荒組合と云って、ほとんどだれもわからないんでないかと。町民に至ってはほとんどわからない、公人だってわかるかどうか、そのぐらいなじみのないという表現が適切かどうかわかりませんが、私も議員になった当時、今、34年前を振り返ってみて、一番わかりづらかったのがこの備荒組合なんですね。

御案内のとおり、これ財務も19節支出なんですよ。基金財政需要額の100分の1以上、つまり500万以内ということで支出

してるんですね。

私もすっかりしまして、財産かと思って、出資金か出捐金か何かなと思っていましたところが、けさちょっと確認しましたら、最終的には全く載っとらんと、19年度決算調書にも。これが本年度も500万、19節歳出で予算計上しておりますね。

そこでね、そういう実態を踏まえてお尋ねをさせていただくんですが、まず1点目です、今このような改正をしなきゃならんという時代背景、公共団体の財政状況も踏まえたときに、この組織というものがね、従来と依然と同じものであっていいのかどうかと、こういう認識を首長としてどのように御認識をされているか、この辺を改めてお尋ねをしたいと思います。

次に、今この関係16条の2、これ規約の追加条項なんですね。16条そのものは、もともと返還の条項だったですから、それに改めて今回の規約改正となって、頭に「返還」つけて16条の2と公称したんですね。

この16条の2で示されている地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これ平成19年の法律ですが第94号、これを具体的に言うとういうことを意味してるのか、具体的に言うと、どういうことを意味していった場合こういうことの返還発動があるのか、これをちょっと示していただきたいと。

この今提案している赤平のケースは赤平のケースとして、それじゃ、足寄町はどんなケースになればなるのか、その数値もきちっと示していただきたいと、よろしいですか。

それから、次にお尋ねしますが、けさほどの確認では、足寄町が現段階で今年度定例会予算の500万を含んでるのか含まないのか、私ちょっと記憶定かでないんですけど、4,900万、5,000万が上限なわけですからね、私も記憶がちょっと、徳川時代、豊臣時代のことはよく覚えてるんですが、議員になってからこの備荒組合について、足寄町がこの規約に基づいて返還ということが適切なのか、もしくは執行利用ということが適切

なのかね、この辺の実態、この規約創立以来どんな経過があったのか、現状はどうか、この辺をお示しをいただきたいと思います。

次にお尋ねするのは、これは本当に調べればわかることで、恐縮なんですけど、この際、議員各位にもお示しする意味も含めてお聞きしたいな。

これは定数28人ですね、規約に基づいて。そのうち市長が12人の町村が、各支庁が14あるものですから、その各支庁から1名ずつで14で28名ですね、たしかね。

十勝支庁からどなたが出てるかわかりませんがね、町村会の会長のお隣の金沢町長さんがこの組合の議員になってるのかどうか、私よくわかりませんがね、組合長がどなたかもわかりませんがね、監査委員がどなたかもわかりませんがね、収入役がどなたかもわかりませんがね、この辺も明らかにしてね。

やっぱり我々も、特に間接民主主義とって、議員団というのが全くわからなくて、住民に聞かれたって全くわからんわけですから、その辺も含めてこの際。

それからもう一つ、よろしいですか、この備荒組合の全体の財務、財務状況をちょっとこの際だから明らかにしてください。

この規約の改正を否とするとか、認めるとか認めない以前の問題として、きちっと押さえておきたい。私の質疑、御理解いただけましたでしょうか、よろしいですか。それじゃ、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時14分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 貴重な時間をいただきまして、大変申しわけありません。

後ほど、全体の組織の変更といたしますか、従来と同様でいいのかという部分について

は、後段、町長の方からお答えをさせていただきます。

若干、順不同になるかと思えますけれども、高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、組織の実態でありますけれども、備荒資金組合の組織内容であります。議員御指摘のとおり議員定数は28人という形になっておりまして、市長が14人、町村長が14人、合わせて28人。

十勝管内からは、土幌町長の小林さんが、議員として今、資金運用委員を担っているところであります。そのほかに常任委員として10人、これは市長が5人、町村長が5人、合わせて10人の組織員となっております。これには十勝管内からの選出はございません。

続いて、備荒資金組合の全体の財務でありますけれども、若干、調査に時間がかかるものですから、本当の概略になって申しわけありませんけれども、総体の資金としては、今、約54.5億円の資金がございまして、平成20年度の予算でありますけれども、運用資金の概算は、そのうちの約21.0億円を資金運用をしているといったことでございます。

次に、足寄町がこの間備荒資金の運用の実態でありますけれども、直近では、平成10年の災害時に6,500万ほど支消をしているといったのが実態であります。この時点で残額としては6,534万円、ですから限度額の5,000万を超える超過金があったということでございます。

そのほかに資金、借り入れ等々の備品購入ですとか、そういった利用は別途あるわけですが、細かくはちょっと調査し切れませんでした。

続いて、今回規約改正に伴って、足寄町がじゃあ実態としてどういったことになっていくのかということでもありますけれども、冒頭、総務課長が説明したように、要するに健全化判断比率、実質赤字比率ですとか連結実

質赤字比率ですとか実質公債比率等々四つの項目が、国が定めるところの財政再生基準を上回るかどうかということで、その一つでも上回れば、今回この資金を利用することができるかといったことの条例改正でありますけれども、足寄町で特徴的に言えるのは、実質公債比率かと思えますけれども、ここの再生基準の数値というのは35%でありますから、足寄町の19年度の実質公債比率は22.2%ぐらいでありますから、最悪の場合を想定しても、ここまでは行くことはないといった部分では、この条例に基づいての返還金を私どもの町が要求するということは基本的にはないだろうと、そう考えているところであります。

それと、金額のお話でありますけれども、積立金額、今年度500万の予算化をしてるといったことで、19年度現在で4,976万3,314円の積み立てがありました。今年度500万ですから、これ2期に分けて積み立てするもので、既に6月に250万円ほど積み立てしておりますので、今現在足し算しますと5,226万3,314円と、ですから226万幾らはもう超過金と、超えていると、限度額を超えている金額になっております。

11月に残りの250万を積み立てをいたしますので、5,000万の限度額は超えるということで、来年度以降は当分の間は、限度額を超えましたので積み立てはしないと、そういったことで考えているところであります。

すべて言い切れたかどうかわかりませんが、以上で私の答弁終わりました。全体の組織の問題について、町長の方から御答弁申し上げたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の質問に私の方から、今の時代背景含めて今後の組織のあり方についてという御質問について、私の方からお答えをしたいというふうに思います。

当該備荒資金組合につきましては、高橋議員仰せのとおり災害に備えてといいますが、そのためにそれぞれ構成する市町村、お金を積み立てておいて不測の事態に備えようということが、ぎゅっと圧縮して申し上げますと、簡単に申し上げますと、そんな目的でこの組合が設立をされているというようなことでございます。

そういう意味では、本当に今回の赤平市に見られるような財政が悪化して、もちろん積み立てすることもどうなのか、もっと言えば、財政厳しい中で積み立てているお金があるという状況の中で今回の改正、これは相当、改正に当たってはこの組合議会の中でも相当議論があったようでありますけれども、最終的にはやむなしといえますかね、そういう判断になって、それぞれの構成市町村にこの規約改正の議決ということで求められたということでございます。

そういう意味では、今回のことを通じて、当然これは将来にわたってこの組織どうあるべきかというのは、これは当然議論していくことになるんだというふうに思いますけれども、現時点で私自身の考え方を申し上げますと、やはりこれは当然必要な組織だというふうに私は認識をしております。

先ほども副町長の答弁にもありましたけれども、我が町でいきますと5,000万の積み立て、従来のこの条項でいきますと、5,000万超える分については、いつでも返還求められるということでもありますけれども、万が一災害が起きた場合については、その倍の1億のこれは資金手当てができるということになりますから、もちろん超えた分の5,000万については、これは後年次、返還をしなくちゃいけないというのはこれは事実でありますけれども、しかし、これはそういった災害という不測の状況のときに財政負担の部分、これは極めて私は有益といいますが、これは必要な組織ではないかなというふうに認識をしているところでございます。

当然そういった議論があれば、当然小林町

長が出ているわけでありますから、逐次何か動きがあれば、そういった提案、あるいは報告がされるというふうに思いますから、それはその時点で私の考え、意見は当然申し述べていきたいな、こんなふうに思っているところでございます。

また、もう一つ細かな部分で、今回、16条にあえて「返還」ということが括弧書きでつけ加えられたということでもありますけれども、従来の規約の中でいきますと、15条、16条を二つの部分を、貯蓄及び納付ということで括弧書きでうたっているということですね。これは分けて、16条のところを今回提案しているとおりの「返還等」ということで表記を起こしたというようなことになっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 概要はおぼろげにです、おぼろげにわかりました。

そこで、それじゃあ、この歴史のある備荒組合なものですから、なかなか町長答弁のように、今後に向けては、どちらかという体制維持派という所見は今述べられた答弁かなというふうに受けとめてたんですね。当時と今では全く違うんでないかなという意味合い持ってる。

例えば、災害起きたときのこれ無償で5,000万で最高限度額であって1億までいいよって、1億そっくり当該公共団体に拠出していただける状況でない。また、返済が伴っていくわけですね、余分の分については。だから15条、この規約15条でそのことが如実に基金財政需要額に対しての500万来て5,000万来て、きちっとあるわけですから、1項、2項でね。そういうことを考えると、果たして私はどうなのかな。

というのは、例えば今回のこの関係のふるさと銀河線のあの後始末、足寄議会の議員として公の席で言うことは適当かどうかは別として、あの後始末の状況みたいなことには私

は通常はなり得ないだろうというんですよ、客観的に考えてみた場合。

というのは、スタート時点から私議員だったんでよく承知しておりますけどね、道の出資の問題ありましてね、後始末の関係は御案内のとおりですね。省略いたしますけど。それからもう一つの例は、産炭地の関係、三笠、赤平、夕張、歌志内ですか、あの辺のときの、この備荒組合とは違うけども、広域の形の中の国・道の関係の財政厳しいから使いたい、うちの分だけ戻していただきたいという、結論はどうなったか、すべて僕がレクチャーいただいてね、きちっと押さえておりませんが、マスコミ報道によるとわかるんですよ。

この種のことはまだそこに至ってないけど、今の赤平市によって、この16条の規約変更が2としてやっぱり追加されるようになったというのは、如実にそのことをあらわしてるわけですよ。

そういうことを考える同時に、もう一つは、もう一つは、財政運営上も、例えば足寄町もかつては土地開発公社ありましたね、公社。あれはやはり田中角栄元総理、昭和50年前後の一連の土地拡大に関する法律に基づいて先行して、売る方も税制の優遇受けたということもあり、それから適切な公有地を拡大・確保して真っすぐ進めるといふねらいですよ。

今はもう全然そんなことになりませんね。最近もうほとんど、うちはもちろんなくしましたし、今月になってからもある町なんかなくしましたね、その必要性がないって。私は、そういうところにあると思うんですよ、時代が変わってくると。

それと同時に、今度金利レートの問題ですよ。全く果実を運用なんて、これ今聞いて大体想定内の数字かな、545億総体で二百何十億、平成20年度予算で運用してるというのね。どんなことで運用しても私わかりません、どんなことで運用してるのか。

例えば、いやいや災害いいですよと、例え

ばこの加盟公共団体だって、縁故債よりも、あるいは政府の資金レートよりも安いレートだったら、もちろんこのお金を利用することもあり得るでしょうけども、利息負担の関係の中で財政上ね。それでなかったら利用しませんよね、普通は。

だから、そういうことを考えると私はやはり、特にそしてこういう組織は、我々議会、納税者から離れたところにある組織というのを、私は一番やはり憂慮するんですよ。今この場所と言っても、町長は、いやいや、うちの十勝支庁からは土幌の小林君が出てくるから、彼に町村会の会議の場でお話ししてというこの程度でしか終わってしまわないところに、私は非常にやっぱり憂慮感あるんですよ。

だけど組織上は見えないんですよ。間違った答弁じゃないんです、そのとおりなんですよね。だけど我々納税者にしてみたら、こんなに巨額な金がどんなこととして使われてるのか、時代がこのようになって、地方分権云々なんて、やっぱり今災害起きたときの財政措置もろもろあるわけですからね、本当にそうなのかなと思わざるを得ないんですよ。

だから、これ以上議論を詰めて今足寄町の首長に答弁を求めても無理でしょうが、しかしながら、我々議会の予算を通じて19節予算ですといったときは、今年度は私は黙認してすんなり、質疑をいたしませんでしたが、次年度からは、各議員の皆さん方も御承知なさってるわけですから、しかるべきやっぱりあるべき姿のスタンスで、我々も見識を議会に示さなきゃならんことだなと。

でき得ますれば、もう少し財務内容をね、質問者の私でなくて、要らない方は別としても、議員各位にも、こんな状況なんですと、時間をかければきちっと全貌を明らかにして、組合長の名前はどなたかわかりませんが、議員は、十勝管内の町村長では、町村会長の本部長の陸別町長ではなくて土幌の小林さんだということはわかりましたけど、全

く何もわかつたらん。

監査委員がだれやってるのかもわからないし、収入役がだれやってるのかもわからん、金がどうやってやって、そこに従業員が何人いて、どれだけ事業コストがかかっているのか、全くわからないんですよ。全くわからないで、予算を見て出してください、規約こうなってます、改正します、お認めくださいって、これではやっぱりいかなもんだろかなと思いますので。

さりとて、広域行政の最たるもんですからね、それを否とかどうかということにまたならんこともこれも事実でしょうけど、時代に即した、やっぱり足寄町を代表する町長がある場所でやっぱり見識を示して、また、議会に対しても一定の見識を示して、しっかりとしたやっぱり執行をしていただきたいなと、このように思いますが、最後に御所見をどうぞ。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、この組合組織の内容、なかなか見えないと、これはその部分につきましては、私どもの説明の仕方といいですか、これは今後何らかの方法で、例えば今ちょっと頭に浮かんだのは、例えば予算提案をするときに、概要、もちろん私どもの町の今積立金がどうなってるのかというようなことも含めて、あるいは全体のこれは概略になるでしょうけども総体がどうなってるのか、あるいは基金の果実の運用がどうなってるのか、それは例えばそういった予算説明資料の中に加えるだとか、あるいは決算審査の時点がいいのか、それは検討させていただきますけれども、何らかの形でやはりこれはきちっと情報公開をしていくべきだというふうに私も思いますので、御指摘の趣旨、十分わきまえて、今後そういった対応もしてまいりたいというふうに考えますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第65号北海道市町村備荒資金組規約の変更についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第65号北海道市町村備荒資金組規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第66号

議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成20年4月に地方税法等の一部を改正する法律によりまして、個人住民税の寄附金控除と所得税の寄附控除の税制が改正され、いわゆるふるさと納税がスタートいたしました。

本町におきましても寄附条例を制定し、ふるさと足寄を応援していただける寄附金を募ることとし、いろいろな手段を講じ全国に発信してまいりたいと思っております。

制定条文の説明をさせていただきます。

#### ふるさと足寄応援寄附条例

第1条で目的といたしまして、足寄町を愛し、応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の足寄町に対する思いを実現することにより、多様な人々の参加による魅力ある個性豊かなまちづくりに資することを目的としてございます。

第2条につきましては事業の区分でありまして、寄附金を財源として実施する事業10項目を掲げてございます。

1項目目は、地域産業の振興を支援する事業。

2項目目は、観光の振興に関する事業。

3項目目は、雌阿寒岳・オンネトー等の自然環境保全及び活用に関する事業。

4項目目は、花と緑があふれるまちづくりに関する事業。

5項目目には、次代を担う子供たちをはぐくむ事業。

6項目目は、高齢者の安心な暮らしを守る事業。

7項目目は、地域団体、NPO等の主体的な地域づくりを支援する事業。

8項目目は、地球温暖化の防止に関する事業。

9項目目は、技術や文化の振興に関する事業。

10項目目につきましては、その他目的達成のために町長が必要と認める事業としてございます。

第3条は、寄附者による用途の指定といたしまして、第2条の10項目の事業から指定をしていただくこととしております。

第4条は、ふるさと足寄応援基金を設置し、寄附金の管理について定めてございます。

第5条は、基金の積み立てとしまして、基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額及び基金から生ずる収入額としてございます。

第2項といたしまして、前項の規定にかかわらず、町長が必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく必要な財源に充てることできる。この場合、一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならないこととしてございます。

第6条は、基金の使用について定めてございます。基金は、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して使用することができることとしてございます。

第2項 町長は、基金の使用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないこととしてございます。

第7条は、基金の管理としまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないこととしております。

第2項は、前項の規定にかかわらず、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができることとしてございます。

第8条は、運用益金の処理について定めてございます。

第9条は、繰り替え運用について定めたものでございます。

第10条としまして、運用状況の公表を定めておりまして、町長は、年1回、この条例の運用状況を公表しなければならないこととしてございます。

第11条は、委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

#### 議案第67号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長森和治君。

教育委員会教育次長（森 和治君） ただいま議題となりました議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例につきましては、昭和60年9月より、スクールバスを住民が利用する場合、有償運行で行っておりますが、無料化したく条例を廃止しようとするものでございます。

なお、廃止後は、スクールバス全線で余席を利用した混乗により、地域住民の日常生活の利便性と福祉の向上を図るため、スクールバス本来の目的での利用に支障のない範囲で、無償で一般利用に供しようと考えております。

条文の説明を申し上げます。

スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例

スクールバスを住民の利用に供する条例（昭和60年条例第27号）は、廃止する。

附則 この条例は、平成20年9月30日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

#### 意見書案第5号

議長（吉田敏男君） 日程第13 意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書について、読み上げて提案とさせていただきます。

季節労働者の冬期雇用援護制度である通年

雇用安定給付金暫定2制度が廃止され、加えて、雇用保険の季節労働者向け失業給付である特例一時金50日分が40日分に削減され、季節労働者は厳しい生活を強いられています。

建設関連の冬期失業者を対象とする冬期技能講習の給付金9万円及び特例一時金2割削減による合計15万円の収入減は、拾い仕事で厳冬の数ヵ月を乗り切る季節労働者にとって深刻な問題であります。

道内における季節労働者は11万人余りで、建設事業での95%が専業労働者であり、冬期間の雇用と生活が重要課題になっています。

昨年秋にスタートした国の季節労働者「通年雇用促進支援事業」は、委託条件に阻まれ地域の主体的な事業企画ができず、十分な成果を上げていません。

しかも、この事業を通じても通年雇用に至らない季節労働者が大量に置き去りにされています。

市町村自治体による季節労働者対策である冬期の短期就労事業の拡充は、通年雇用に至らない大多数の季節労働者の雇用と生活の確保、通年雇用化への環境整備として自治体において最重要課題となっており、これに対する国の財政措置が必要です。

以上の状況から、次の項目についての実現を求めるものでございます。

#### 記

1. 雇用保険の特例一時金を50日分に戻すこと。
2. 通年雇用促進支援事業について、実施主体である「地域協議会」が主体的な事業を無条件で実施できるよう委託条件の見直しを行うこと。
3. 自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税などの財政措置を講ずること。

以上の内容でございますので、何とぞよろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 意見書案第6号

議長（吉田敏男君） 日程第14 意見書案第6号物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 意見書案第6号物価高騰に対する緊急対策を求める意見書について、読み上げて提案とさせていただきます。

原油や食料・生活品、各種資材等の高騰は、国民の生活を直撃していることに加え、我が国の景気はさらに減速しているという見方もふえて、地域格差の拡大と地域経済の疲弊が問題視されています。

とりわけ、主要産業の農業においては、燃料や石油製品、配合飼料に加えて肥料の価格高騰や各種生産資材物資全般で上昇している

ことから、経営に甚大な打撃を与え、生産者の自助努力は限界を超えております。

また、中小企業や商工関係者においても、公共事業の縮減と原油、資材高等の影響を受け、経営の危機が叫ばれてきています。

一方、消費者にあっては、実質賃金の低下と生活関連物資の急上昇によって、生活の圧迫による購買力の低下となり、地域経済にも深刻な影響が懸念されております。

したがって、次の事項について速やかに実現するよう求めるものでございます。

#### 記

- 1．原油高の要因と言われている投機資金流入に対する規制の実現。
- 2．農業で使用する軽油、灯油、ガソリン等の価格補てん措置を講ずるとともに、免税措置の恒久化とガソリンについても免税化すること。
- 3．石油関係資材及び肥料など生産資材の価格上昇に対し、直接的な価格補てん対策を講ずること。
- 4．中小企業や運送業を初め各種産業に、原油高騰に関する緊急対策の具体策を講じ、円滑な資金供給を含め、経営安定対策を強化すること。
- 5．物価安定対策、中低所得者層を中心とする緊急所得税減税や生活困窮者に対する支援策を講ずること。

以上の内容でございますので、皆さん方の御賛同をよろしくお願い申し上げて、提案とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第6号物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 意見書案第7号

議長（吉田敏男君） 日程第15 意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

3番 島田政典君。

3番（島田政典君） 意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書

地域における医師不足を初めとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネットが著しく弱体化してきています。

非正規労働者の拡大は、生活保護基準以下で働く階層（ワーキングプア）をつくり、社会保険や雇用保険に加入できないなどの問題が発生し、住民の生活の不安は広がっております。

平成20年7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求についての基本的な方針について」において、社会保障関係予算を2千200億円抑制することが示されました。

このことによって、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態になることが懸念されます。

不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねないことから、次の事項について強く要請をい

たします。

#### 記

1. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で打ち出された社会保障関係費を毎年2千200億円削減する方針を見直しすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。御理解の上、採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月9日午前10時より開会をいたします。

午前11時53分 散会

